

データポータビリティに関する 検討について

2018年11月

経済産業省

経済産業省・総務省「データポータビリティに関する調査・検討会」

- 2017年3月「データ流通環境整備検討会 AI、IoT時代におけるデータ活用WG 中間とりまとめ」
「パーソナルデータの主体である**本人の意向を踏まえたデータ流通・活用**を推進するためには、本人が提供した官民が保有するデータを、**再利用しやすい形で本人に還元又は他者に移管できるデータポータビリティ**は重要な機能である。」
- 2017年11月から2018年4月まで、**経産省と総務省の合同**で、今後の我が国におけるデータポータビリティに関する検討・実施のために各国事例や法制度等の**基礎調査**を実施。

検討事項

主要分野(金融・医療・電力)毎の論点整理

- データポータビリティの在り方・対応状況
- データポータビリティの効果(メリット等)
- データポータビリティ実現に向けた法的、技術的課題

金融分野の深掘り



ヘルスケア分野の深掘り



電力分野の深掘り

調査事項

- 消費者アンケート
データポータビリティ制度の必要性等の把握
- 国内事例調査
有識者、事業者等のヒアリングにより、国内での取組状況、課題等を調査
- 海外事例調査
海外の先行的な制度や取組状況等の調査

< 構成員名簿 >

東 博暢	株式会社日本総合研究所 プリンシパル
生貝 直人	東京大学大学院情報学環 客員准教授
小笠原 治	さくらインターネット株式会社 フェロー
加藤 綾子	文教大学情報学部メディア表現学科 専任講師
神武 直彦	慶応義塾大学大学院 システムデザイン・マネジメント研究科 准教授
瀧 俊雄	株式会社マネーフォワード 取締役 Fintech 研究所長
中川 裕志	東京大学情報基盤センター 教授
橋田 浩一	東京大学大学院情報理工学系研究科 ソーシャル ICT 研究センター 新融合サービス ICT 分野 教授
林 いづみ	桜坂法律事務所 弁護士
古谷 由紀子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 常任顧問
森 亮二	英知法律事務所 弁護士
山本 隆一	一般財団法人医療情報システム開発センター 理事長 (自治医科大学 客員教授)
若目田 光生	一般社団法人日本経済団体連合会 情報通信委員会 企画部会 データ戦略WG 主査 日本電気株式会社 データ流通戦略室長

データポータビリティに関する各国取組状況の整理

EU		英国	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> n 一般データ保護指令 一般データ保護規則 (GDPR) (2018年5月施行) 	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> n 「Midata」による分野別の取組 「企業規制改革法」(2013年)による法的裏付け n 「改正データ保護法」(2018年)によるGDPRスタンダードに依拠した個人データ保護
法的根拠	<ul style="list-style-type: none"> n 個人は自身のデータを機械可読な形式で受け取ること、他の事業者に移行することが可能 	法的根拠	<ul style="list-style-type: none"> n 個人は自身のデータを機械可読な形式で、受け取ること、他の事業者に移行することが可能 (企業規制改革法)
対象データ	<ul style="list-style-type: none"> n 個人が積極提供したデータ 氏名・住所等の登録情報 n 観測データ 検索履歴・位置情報・再生数 等 推計データ(クレジットスコア等)は対象外 	対象データ	<ul style="list-style-type: none"> n エネルギー、モバイル、口座、クレジットカード事業者保有データ
米国		日本	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> n オバマ政権による「Smart Disclosure」 「My Dataイニシアチブ」による各種取り組み (Blue Button、Green Button、Get Transcript、My Student Data) n 分野毎の法律に依拠 	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> n 分野毎の環境整備 金融：改正銀行法によるAPI開放 クレジットデータのAPI開放検討 電力：電力データの個人によるコントロールについて検討 医療：地域医療連携ネットワークの推進(約250)・カルテ電子化
法的根拠	<ul style="list-style-type: none"> n 個人に対し、データへのアクセスや修正権等、データを自己管理する権利を付与(各法共通) 金融：ドッド=フランク・ウォール街改革・消費者保護法 医療：HIPPA Privacy Rule及びHITECH法 電力：エネルギー自立・安全保障法 	法的根拠	<ul style="list-style-type: none"> n 金融：電子決済等代行業者を介した、個人によるデータコントロール権の確保 n 電力：電力使用量データに関する個人によるコントロール n 医療：個人情報保護法、各種GL・指針に基づく診療情報等の開示請求権の担保
対象データ	<ul style="list-style-type: none"> n 分野毎の法律に依拠 金融：金融商品、取引記録、利用データ 等 医療：診療情報、検査データ 等 電力：電力使用量、電力料金 等 	対象データ	<ul style="list-style-type: none"> n 金融：口座情報照会、カード請求額、入出金明細 等 n 電力：電力使用量、利用時間、利用料金 等 n 医療：診療情報、健診情報 等

海外事例：EU（GDPR）

一般データ保護指令（1995）

一般データ保護規則（2016採択、2018.5全面施行）

General Data Protection Regulation : GDPR

- Ⅰ パーソナルデータに関する個人の基本的権利を保護するため、パーソナルデータの保護に関するEU域内での統一的なルールを制定するもの。
- Ⅰ EEA（EU + 3か国）全域に直接適用。

<GDPRにおけるパーソナルデータの保護ルール>

- ・透明性の重視
- ・パーソナルデータの処理に対する個人の明示的同意の原則化
- ・訂正権、忘れられる権利（消去権）
- ・データポータビリティ権
- ・プロファイリングに対する異議申立権
- ・パーソナルデータ侵害発生時の通知義務
- ・データ保護影響評価
- ・データ保護責任者の設置義務

パーソナルデータに関する個人の一般的権利として、データポータビリティを規定

< GDPRにおけるデータポータビリティの概要 >

データポータビリティ権（20条）

- 自らのパーソナルデータを、機械可読性のある形式で取り戻す権利
- 技術的に可能な場合には、自らのパーソナルデータを、ある管理者から別の管理者に直接的に移行させる権利

忘れられる権利（17条）

- 当初の目的上不要となったデータや同意を撤回したデータ等について削除を請求する権利

データポータビリティ権の意義・目的 （欧州委員会 Q&Aより）

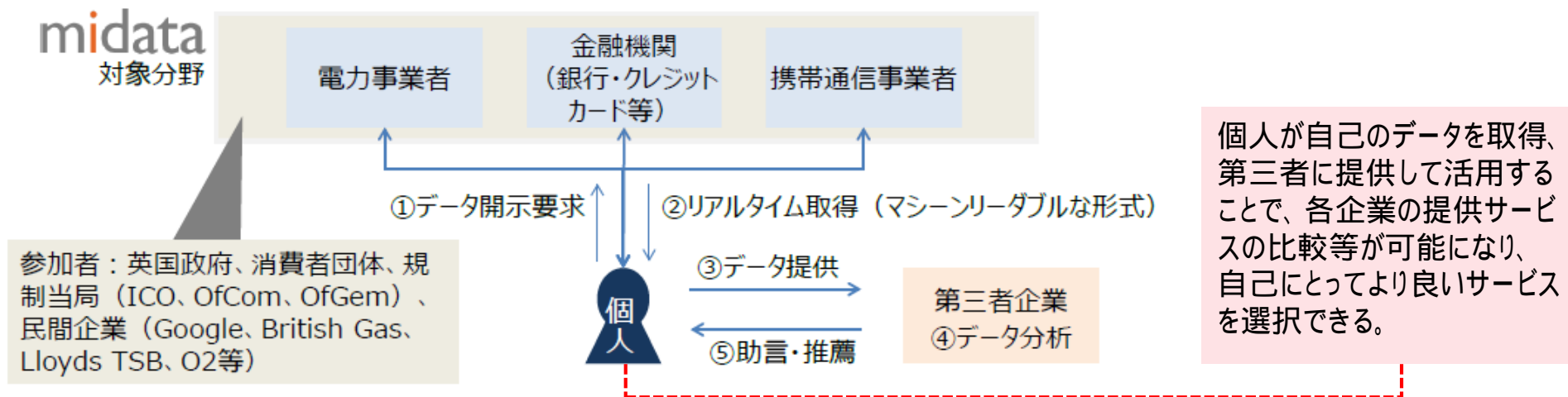
個人にとっては、**パーソナルデータをコントロールするという基本的権利を強化するもの**。
新興企業や中小企業にとっては、**デジタル・ジャイアンツに支配されたデータ市場にアクセスし、より多くの消費者を得ることを可能とするもの**。

海外事例：英国（midata）

< midataの概要 >

- 個人が、民間企業が保有する個人データをリアルタイムに、利用しやすい形式で提供を受け、当該データを用いることで他の事業者からより良いサービスを受けられるようになる政府主導のシステム

英国：midataの仕組み



【立ち上げ】

2011年4月

【主務官庁】

ビジネスイノベーション・職業技能省（B I S）

【目的】

- 個人が、民間企業が保有する自己のデータを機械判読可能なフォーマットにて、安全に入手できるシステム
- エネルギー、銀行、携帯電話、クレジットの4分野の個人データが対象。現在の運用はエネルギー、銀行の2分野

【法的根拠】

なし。ただし、2013年、企業規制改革法（Enterprise and Regulatory Reform Act）を改正し、政府が規則制定によってデータ提供を強制することが可能となった（現時点では制定例なし）。

企業規制改革法2013 (Enterprise and Regulatory Reform Act 2013)

n 第89-91条に「midata」の促進を図る規制を設ける場合の条項が置かれている。

第一部 英国グリーン投資銀行

第二部 雇用

第三部 競争・市場当局

第四部 競争の改革

第五部 立法負担の軽減

第六部 雑則

- パフォーマンスに係る著作権と権利
- 見積会社の役員への支払い
- 救済スキーム：賃貸や不動産管理エージェント

- 顧客データの提供

89条.顧客データの提供

90条.顧客データの提供：執行

91条.顧客データの提供：補足

- 倒産：必需品の保護

- 王室認可

- 同一賃金監査

一般

89条 顧客データの提供

1. 大臣は、規則に基づき、「被規制者」に対し、以下のとおり「顧客データ」を提供することを求めることができる。
 - a) 顧客から要求があった場合に、当該顧客に対して提供すること
 - b) 顧客から要求があった場合に、当該顧客からデータの受取りを承認された者に対して提供すること（規則が許容する場合には、顧客からデータの受取りを承認された者から要求することも可能）
2. 「被規制者」とは、以下の者を指す。
 - a) ガス・電気に関連する事業者
 - b) 携帯電話サービス提供に関連する事業者
 - c) 口座もしくはクレジットカード機能提供を担う金融サービスに関連する事業者
 - d) 規制による特定された商品・サービス提供に係る事業者
3. 「顧客データ」とは、次の情報を意味する。
 - a) 被規制者によって/のために電子的形式で保有されるもの であり、
 - b) 被規制者と顧客間の取引に関連するもの であること

長期にわたり契約（利用）すること
頻繁に取引を行うこと
料金体系が複雑で競合との比較が難しいこと
から、上述の4分野が、マイデータのコンセプト（個人の意思に基づくパーソナルデータの流通と事業者によるイノベーション促進）に合うと判断され、規制を置く対象として選定された。

海外事例：米国（Smart Disclosure、My Dataイニシアチブ）

< Smart Disclosureの概要 >

背景

情報過多のため、消費者が有益な情報を取捨選択し、適切な製品・サービスを購入するために、多大な労力がかかる

社会にあふれる情報を、消費者が利用しやすい形でアクセスを提供、消費者の製品・サービスの選択能力を高めることを目的に「Smart Disclosure」に取り組む

年月	関連省庁	概要
2011年7月	大統領府 国家科学技術評議会（NSTC）	NSTCの科学委員会（Committee on Science）が、 Smart Disclosureタスクフォース を設立
2011年9月	大統領府 行政管理予算局（OMB）	OMB情報・規制問題室（OIRA）が、「Smart Disclosureを通じた消費者への情報提供」を発表し、連邦政府機関によるSmart Disclosure実施におけるガイダンスを提供
2011年9月	大統領府	「米国オープンガバメント国家行動計画」において、1年間以内に、 各連邦政府機関が、統一されたフォーマットで、機械可読なデータとして情報を公開 できる体制の整備を掲げる
2012年3月	大統領府、国立公文書記録管理局（NARA）	Smart Disclosureサミットを開催し、産官学の関係者が今後の情報公開のあり方について協議を実施
2013年5月	大統領府 国家科学技術評議会（NSTC）	Smart Disclosureタスクフォースの 最終報告書 を発表し、Smart Disclosureの利点、政府による取組みの現状、 根拠法 等を説明し、連邦政府機関による今後のステップを提言

< My Dataイニシアチブの概要 >

オバマ政権の取組み

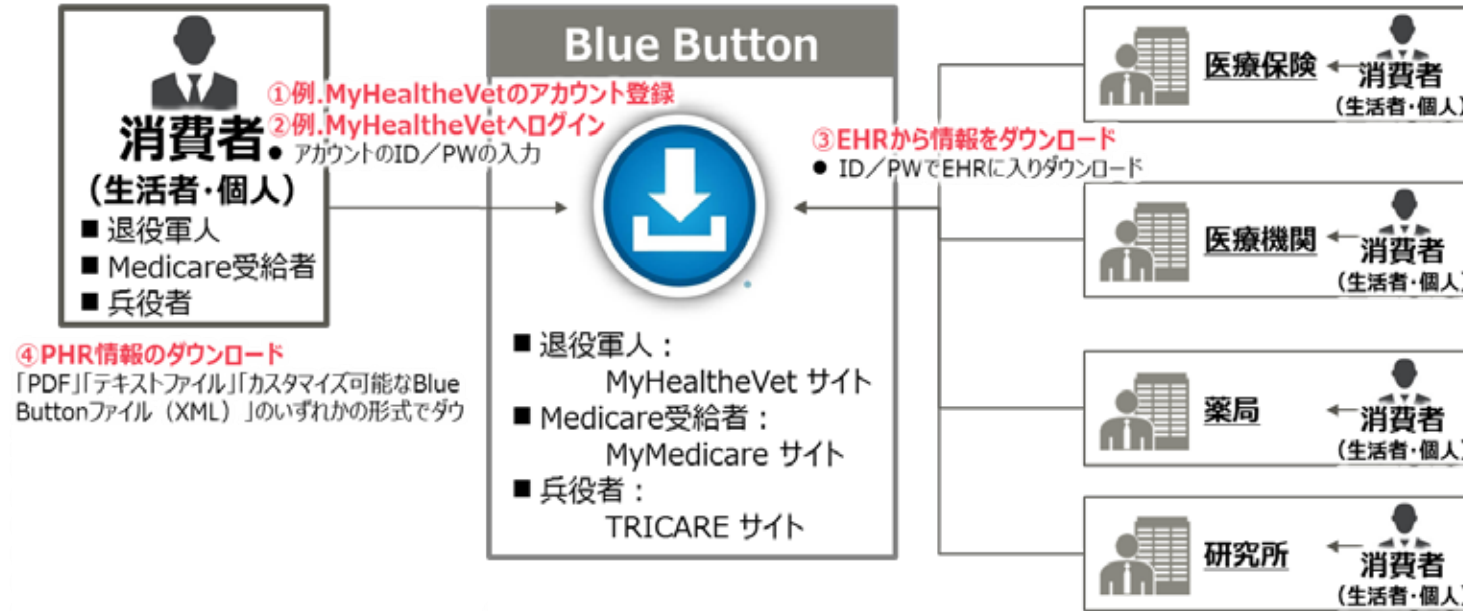
- 2010年、オバマ大統領は**データポータビリティ拡大**を目指したMy Dataイニシアチブを発表。自らの個人情報と安全、適時、電子的にやり取りする技術的な枠組みを連邦政府主導で進める。
- 具体的には、**Blue Button**（医療データ）、**Green Button**（電気利用データ）、**Get Transcript**（国税サービスデータ）、**My Student Data**（学生個人データ）

トランプ政権の取組み

- トランプ大統領周辺から、**My Dataに関する直接的な言及は見られない。**
- Blue Buttonを所管するONCは、トランプ大統領が予算の大幅削減を提案する等、医療IT政策が後退する懸念が広がっている。
- 2017年11月13日にAlex Azar氏がHHS長官に指名され、ONC設立時に法的側面から支援した同氏の着任により、一部の医療IT関係者からは期待を寄せるコメントが寄せられている。

海外事例：米国（Blue Button）

< Blue Buttonの概要 >



ダウンロードできるデータ項目

- 氏名、住所、連絡先
- 医療機関、かかりつけ医院と連絡先、病院名
- 加入している健康保険
- 過去の受診日
- 退役軍人病院の病歴
- 処方医薬品名
- 保険薬剤調剤データ
- OTC（一般用医薬品）
- アレルギー歴
- 医療処置
- 予防接種歴
- バイタルサイン、検査歴 等

法的根拠

- Smart Disclosure
 - 公的分野の個人データ開示（ ）：1974年プライバシー法
公共部門に対するものであり、自分自身のデータにアクセスしたり、修正できる旨が記載されている。
 - 非政府分野の個人データ開示（ ）：医療（HIPAA）、教育、信用報告、金融、電力分野の個別法
- Blue Button
 - HIPAA（Health Insurance Portability and Accountability Act）
プライバシールールでは、幾つかの例外を除き、プライバシールールがカバーする医療保険と医療機関によって保有される自己の医療記録および請求記録を調査し、レビューし、コピーを受領する権利を個人に与えている。

海外事例：米国（HITECH法）

HITECH法によるEHR導入インセンティブ

- HITECH法で進められたEHR Incentive Programは、Medicare（連邦政府）、Medicaid（州政府）から**EHR導入支援金**として一定額を各医療機関に提供

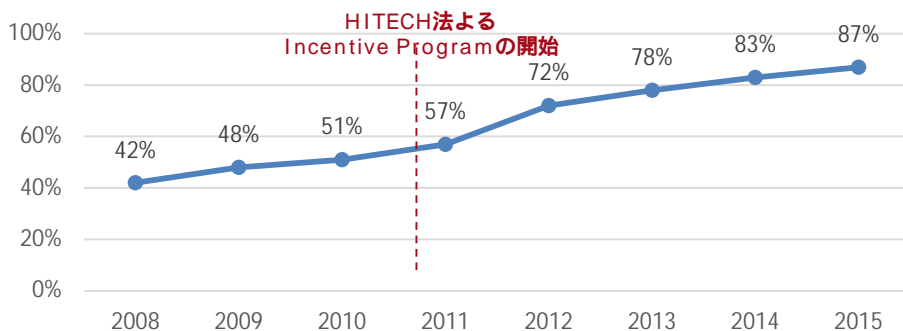
（2017年12月時点）

申請者	支給件数	支援額
医師 (Medicare)	311,943件	\$ 9,634,405,673 (最大 5か年で \$44,000/件)
医師 (Medicaid)	209,673件	\$ 6,067,789,251 (最大 6か年で \$63,750/件)
病院 (Medicare, Medicaid)	5,001件	\$ 21,693,840,8197

出典：Center for Medicare Medicaid Services（2018）

- EHR Incentive ProgramによるEHR導入促進が進み、導入率が**2011年から2012年で15%上昇**

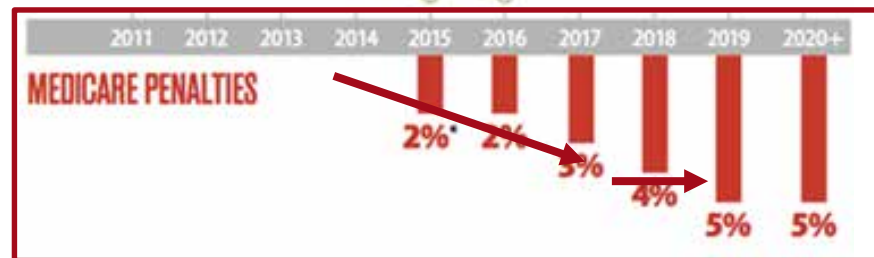
EHR導入状況



出典：Healthit.gov（2015）

ディスインセンティブ

- Medicare Programでは、**受給の要件となるパフォーマンス基準MU（Meaningful Use）**を満たさない場合、2015年から**ペナルティ**として診療報酬を1%ずつ削減
Medicaid Programではペナルティはなし
- MUではステージ毎にクリアすべき条件が設定
- 2017年からMACRA法によるMIPS（Merit-Based Incentive Payment System）に統合可能



% Penalties assume less than 75% of eligible professionals are meaningful users.
*Eligible professional is subject to the penalty for the e-Rx in 2014

出典：Center for Medicare Medicaid Services（2014）

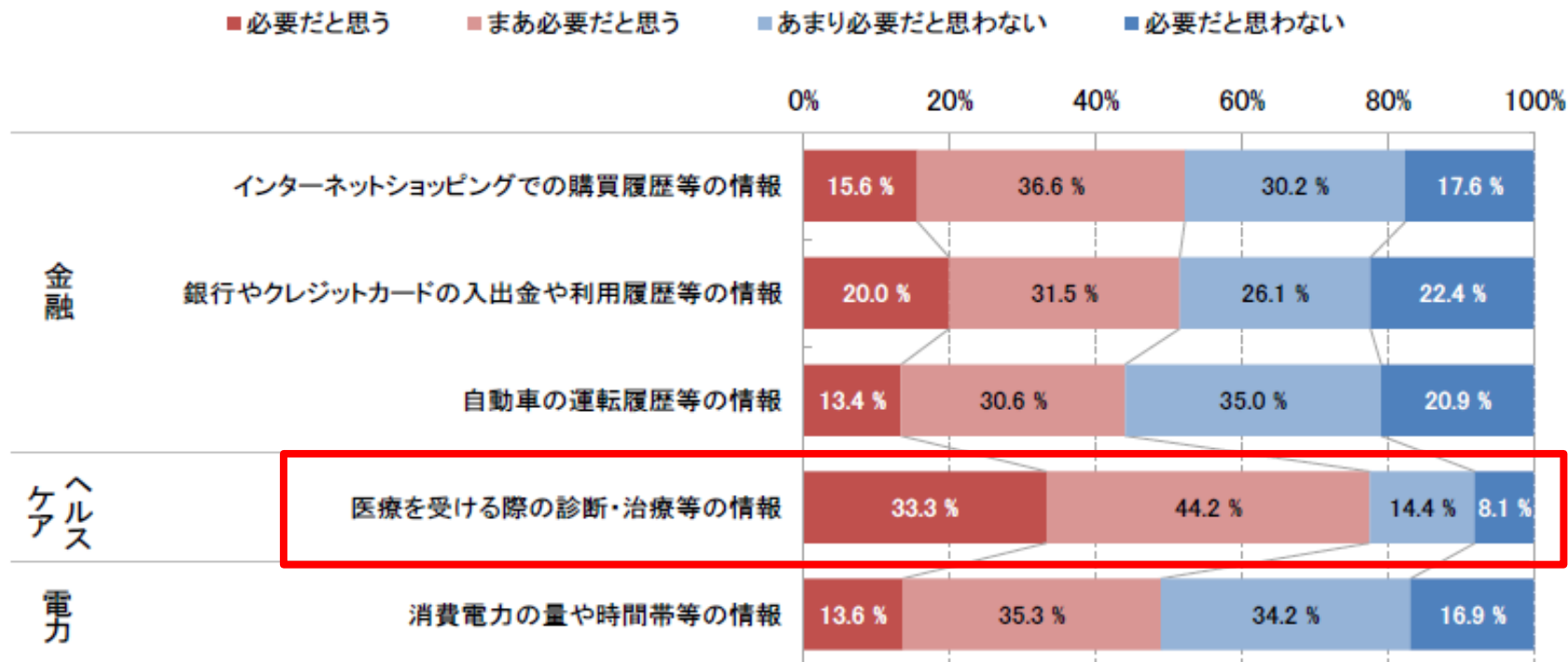
日本でのアンケート調査結果

20代～60代を対象としたWebアンケートを実施
2017年11月29日～30日、男女4,129名から回答

株式会社富士通総研が実施（経済産業省から委託）

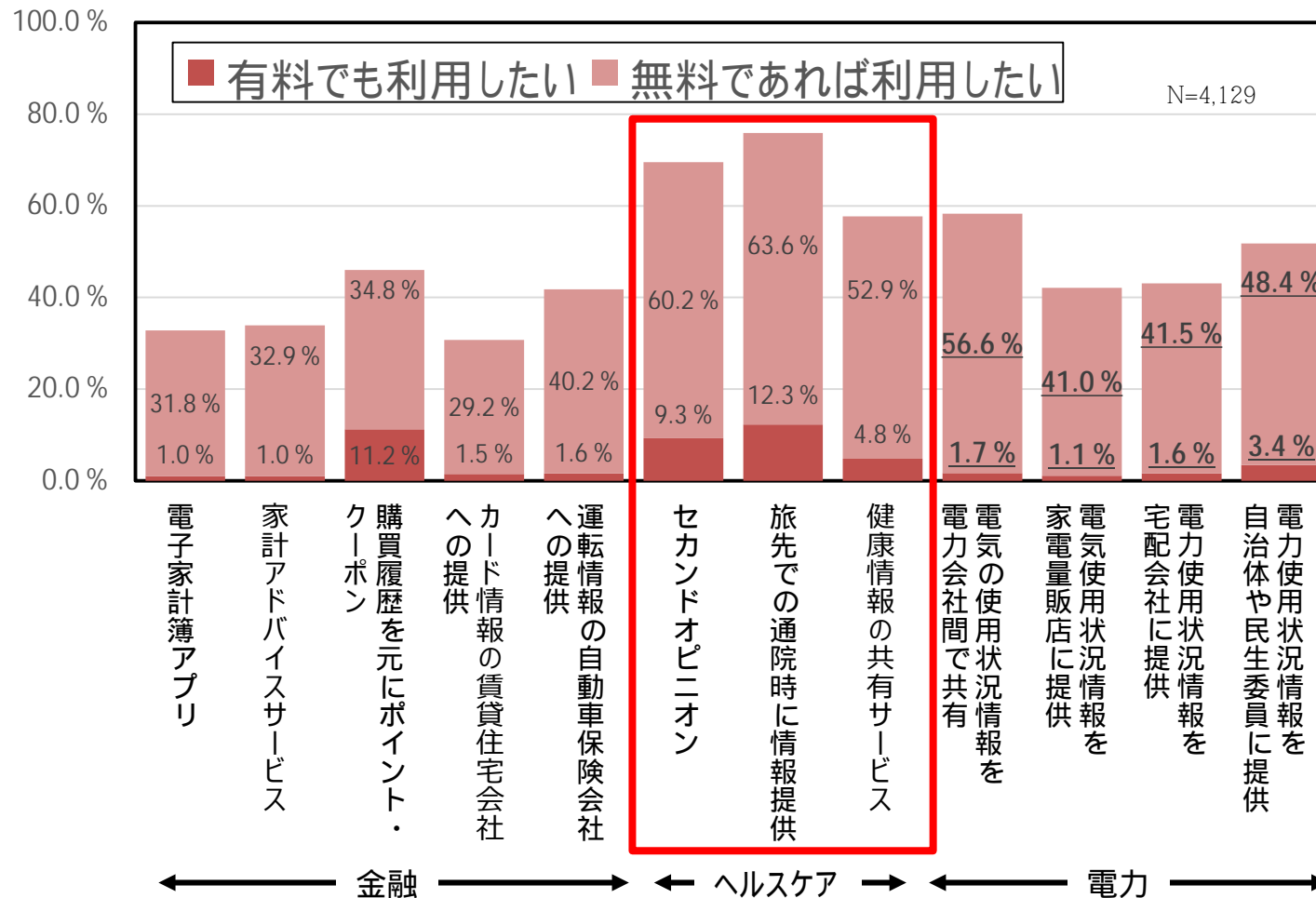
分野別に見たデータポータビリティの必要性

- データポータビリティの必要性はヘルスケア分野が高く、7割を超えている。
- 購買履歴の情報や銀行・クレジットカードの利用履歴情報についても、必要性が過半数となっている。



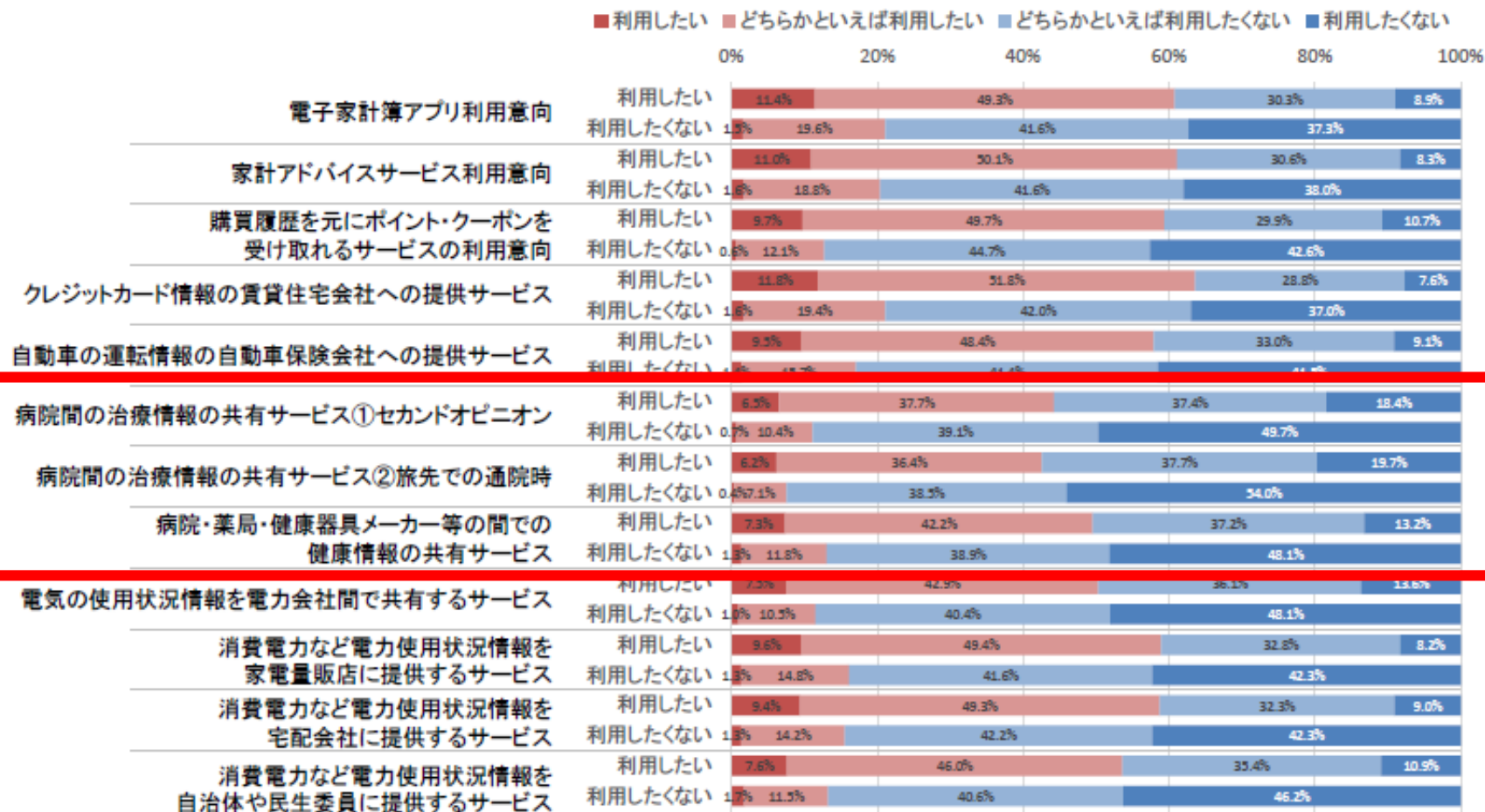
N=4,129

パーソナルデータを活用した各サービスの利用意向



データポータビリティの利用意向別に見た、情報銀行(依頼型)の利用意向

□データポータビリティを利用したサービスの利用意向があれば、情報銀行(依頼型)の利用意向もある傾向となっている。



N=4,129

日本：電力分野におけるデータポータビリティ

電力分野におけるデータポータビリティの実態



1 エネルギー基本計画で、2020年代早期に全世帯・全事業者にスマートメータを導入することを目標
2 スマートメータのデータは、「HEMS 情報基盤-HEMS データ利活用事業者間 API 標準仕様書」により標準化
3 機械可読可能な状態で消費者に開示する事例も登場（関西電力のはぴeみる電：消費者にPDF等でデータを開示）

可能性と課題

- 個人:電力使用状況のデータは、居住人数、生活リズム、使用している家電の種類、在宅・不在の時間帯等を表す。
 - 法人:工場の稼働時間帯の調整や、契約先・プランの選択に活かす可能性もあり。
- ・電子化・データ標準化は進展。
・今後、個人間の電力取引が広がった場合には電力の生産や消費に係るデータ開放のニーズも広がる可能性があるところ、さらにデータの移転まで進むためには、高齢者等の見守りサービスのようなデータを活かした付加価値の高いサービスの考案が課題。